

第2回 日野市子どもの貧困対策推進委員会 議事録

日時：平成30年10月22日(月) 午前10時05分～11時25分

場所：本庁舎5階 505会議室

出席委員：阿部委員長、福田副委員長、藤浪委員、本村委員、山口委員、小黒委員、
小林委員、高橋委員、山下委員、篠崎委員、赤久保委員【11名】

欠席委員：加藤委員、星野委員【2名】

事務局：青木センター長、萩原課長補佐、中川係長、大野係長

庁内連絡会委員：仁賀田企画経営課長、三好男女平等課長、星野納税課長、岡田都市計画課長、北島産業振興課長、箕野生活福祉課長、山崎健康課長、中田保育課長、谷子育て課長、堀辺子ども家庭支援センター長、加藤学校課長、横井教育支援課長

コンサルタント：莫根、小川

【配付資料】

- ・平成30年度子どもの貧困対策基本方針 進行管理状況

1. 開会

- ・傍聴者はなし。

2. 協議内容

(1)各事業の進捗状況について

- ・事務局が資料に基づいて説明を行った。

事務局：各事業の進捗状況について、お配りした資料を基に説明する。

資料1の1ページをご覧いただきたい。「子どもの貧困対策に関する基本方針」の中では、『目指すべき姿』の実現に向けて、指標を掲げている。初めに、平成30年度の指標の数値について説明する。指標は全部で5つあるが、1ページの表の一番上の「子どもの相対的貧困率」と、下から2番目の「経済的な理由で子どもを学習塾に通わせられない割合(小学生・中学生・高校生)」については、平成30年度においては測定しない。なお、直近の平

成 28 年の実績値については、「子どもの相対的貧困率」が 7.4%となっており、約 13 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態にある。また、「経済的な理由で子どもを学習塾に通わせられない割合(小学生・中学生・高校生)」の平成 28 年度の数值は、学年ごとに記載の通りとなっている。

次に、平成 30 年度の実績値等が出ているものを説明する。まず、「全国学力学習状況調査で全問不正解だった人数」についてだが、教科名の後にあるアルファベットは、A が知識に関する問題、B が知識を活用して解く問題ということである。小学生については、国語は A・B ともに人数が増えており、算数は A・B のいずれも平成 28 年度より増えている。中学生については、国語は A・B ともに減っている。数学は、A は減少し、B は増加している。

次の「平日の朝食摂取率」については、小学生は 1.1 ポイント、中学生は 0.7 ポイント減少している。

一番下の「(低所得の)ひとり親の正規就業率」だが、これは児童手当を受給中のひとり親の正規就業率である。平成 28 年度と比較すると、平成 30 年度は 2.7 ポイント上昇している。指標の説明については以上である。

続いて、5 つの基本的方向性ごとに、9 月末時点の進捗状況を説明する。これは各事業の担当課に調査した結果を整理したものだ。時間に限りがあるので、主なものについて説明したい。

3 ページをご覧いただきたい。基本的方向性 1 「子どもの学習・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組みます」の中には、5 つの施策項目がある。各事業の中に、各課が行うさらに具体的な事業が位置付けられている。本日の資料の中では、各施策項目の進捗状況について、各施策項目の中に位置づけられている全ての事業で取り組みを実施した場合は「実施」、半数以上の事業で取り組みを実施した場合は「概ね実施」としている。基本的方向性 1 については、記載している通り、「施策項目 1 子どもたちの心を支える環境の充実」、「施策項目 2 生活環境に配慮した学習支援」、「施策項目 3 子どもの生活環境に配慮した学習の提供」の 3 つは実施、それ以外の「施策項目 4 社会体験や文化に触れる学習の提供」、「施策項目 5 学習意欲の経済的な面からの支援」は概ね実施となっている。

次に 4 ページをご覧いただきたい。4 ページ以降には一覧表がある。左から、「事業(担当課)」、「平成 30 年度の計画」、「平成 30 年度の取組内容」、「進捗状況(9 月末現在)」、「見えてきた課題」、「平成 31 年度の計画」、「最終年度(平成 33 年度)の目標」である。「見えてきた課題」と「平成 31 年度の計画」については、本日の資料では空欄になっている。現在、各課とも、平成 30 年度の事業を執行しながら見えてきた課題に対応すべく、平成 31 年度の当初予算の要求をしているところである。ただし、あくまでも財政課へ要求をしている段階なので、状況によっては 1 年先送りしたり、やり方をすべて変更する場合もある。いろいろな面から整理・調整中のため、「見えてきた課題」と「平成 31 年度の計画」は次回の推進委員会で確認していただきたいと思う。ご了承をお願いしたい。

それでは、主な事業について説明する。5 ページの基本的方向性 1、施策項目 2 の「④地域の方の協力による放課後の学習支援の拡大」であるが、これは、生活困窮家庭の子ども

に限定はせずに、放課後の学校で広く学習支援を行う事業である。平成30年度は、すでに実施をしている学校についてはその内容を充実させるとともに、新たに平山小学校と平山中学校で事業を開始する計画だった。すでにこの2校では事業がスタートし、また新たに平成31年度に開始する学校も決定している。

続いて、6ページをご覧ください。施策項目3の「①空き家等を活用した無料の自習スペースの提供」では、空き家オーナーと学習支援を行いたい方とのマッチングの成立が計画されていた。こちらは、自習スペースとの提供とは少し形態が異なるが、マッチングが1件成立した。程久保の戸建て住宅を利用し、近隣の自治会、老人会、明星大学の学生が連携し、無料の学習支援を行っている。

その下は「②図書館、交流センターなど公共施設への学習スペースの設置検討」である。平成28年度に実施した、「子どもと保護者の生活実態調査」の自由意見欄への記載の中で、多くの子どもから公共施設内への学習スペース設置についての要望があったため、まずはその検討から、事業として基本方針の中に位置付けたものである。関係課が非常に多岐に渡るが、平成30年度においては、図書館の分館において施設内に無料の学習スペースを確保したり、他のカテゴリの利用者と共用の学習スペースの利用について、周知する計画があった。多摩平図書館と平山図書館では、ブラウジングスペースなどの共用部分で学習ができる旨を利用案内の記載に加えたり、目立つように館の入口に掲示した。百草図書館では、予約が入っていないときの談話室を学習スペースとして無料で開放している。公共施設の学習スペースの設置については、各施設の特長や他のカテゴリの利用者(高齢者や勤労者など)との利用調整などもあるため、施設によっては設置が困難な場合もあるが、できることから動き始めている。図書館では引き続き周知を進め、交流センターなどについては諸条件をクリアすべく、検討していく計画となっている。

8ページ、施策項目5の「①奨学金制度の効果検証」は、給付内容の充実のため、利用者にアンケートを実施する計画であった。こちらは9月末現在、未実施となっているが、12月にアンケートを実施する予定だ。

次に、9ページの「基本的方向性2 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります」の進捗状況だが、「施策項目2 健診結果等による気づきと情報共有による支援」と「施策項目5 若者等の生活に寄り添った就労支援等の実施」が実施、残りの「施策項目1 食習慣の改善、食事提供等の支援」、「施策項目3 生活習慣等の定期的な把握」、「施策項目4 子どもと親が安心できる居場所環境の充実」が概ね実施となっている。

11ページ、施策項目2の「④配偶者等からの暴力(DV)の未然防止、早期発見と対応策の強化」であるが、平成30年度の計画の中に、若年層に対する実効性のある啓発事業の実施がある。これは、かなりの確率でDV被害者が貧困に陥るケースがあるためだ。その予防策として、11月にデートDV講演会を開催する。こちらは広く一般を対象にしたものだが、年度内には中学生を対象とした講演会の実施を複数の中学校で予定している。ここで、11月の講演会について、男女平等課長より補足の説明を頂きたい。

男女平等課：11月は「女性に対する暴力をなくす運動」という月間があり、11月12日～25日がその期間として位置付けられている。毎年DVに関する啓発講座を実施しているが、

今年度は特に若い方を対象にしたデートDVの講演会を開催する。DVと言うと配偶者間の暴力と思われがちだが、近年は結婚されていない方々のDV被害も多発していることから、イオンホールにて講演会を行う。講演会では、デートDVとは何かということや、事例など、基礎的なところの説明をしたり、支援体制やSNSについてなどの細かいところにも対応していく。ねらいとしては、デートDVとはこういうものだと言われたいと一般の若い方に事前に知ってもらうことや、「自分がそうなのではないか」と気づかせることである。また、親世代の方々にも、お子さん方にそういうことがあると知っていただきたい。講師には、長年講座などに協力していただいている先生をお招きする。お時間があれば、ぜひ覗いていただきたい。チラシをお配りしたので、よろしくようお願い申し上げます。

事務局：引き続き、主な事業について説明する。12ページ、施策項目3の「①生活実態調査の定期的な実施」と「②貧困対策の担い手となる関係機関へのアンケートの実施」では、平成30年度の計画が、平成31年度の各調査の実施に向けた、調査対象・調査方法・調査項目等の検討、予算措置の準備となっている。準備は部分的に進んでいるが、調査自体は平成31年度ではなく、平成32年度に実施することとなった。平成32年度に調査した集計・分析結果については、平成33年度の基本方針の見直しの際の基礎データとする予定だ。その下の施策項目4の「①学童クラブ育成時間の拡大、対象者の拡大検討」の平成30年度の計画は、平成31年度からの学童クラブの運営業務委託事業者の選定と引き継ぎの完了、学童クラブでの障害児の受け入れ学年の拡大についての検討となっている。関係者・関係機関と、諸事項について現在調整中だ。

続く「②スーパーひのっち『なつひの』の拡大検討」であるが、スーパーひのっちは、夏休み中の子どもの居場所づくりにつながる事業で、小学校を利用して行うものだ。検討段階を経て、平成29年度からすでに拡大している。平成30年度は10校で「なつひの」を実施し、さらに平成31年度の拡大について調整を行う計画である。今年度は夏休みに10校で実施しており、来年度の拡大対象校について調整しているところだ。

15ページをご覧ください。「基本的方向性3 子どもに係る経済的負担の軽減を図ります」については、「施策項目1 公的制度による適正な支援」と「施策項目2 子どもに係る医療費の支援」が実施、「施策項目3 公的制度、サービスの利用料等の減免拡充」と「施策項目4 家庭の自立に向けた支援の充実」が概ね実施となっている。

17ページの施策項目3の「①駐輪場使用料の学生無料化検討」だが、これについても、平成28年度に行った生活実態調査の中の自由意見欄で、駐輪場の無料化の要望が子どもから多数出されたことを踏まえ、事業として基本方針の中に位置付けたものである。平成30年度においては、駐輪場ごとの動向を把握するとともに、駐輪場を管理する指定管理者と調整を行う計画だ。また、年齢確認のためのマイナンバーカードの活用について、さまざまな事項について検証し、活用の可否を決定する計画もある。現在、これらの調査・調整を進めているところだ。平成31年度にかけてこれらを継続し、平成32年度には学生無料化の実施を判断する予定である。

18ページにある、施策項目4の「⑦高校生等のいるひとり親家庭への家賃助成の実施」に

については、平成 29 年度途中から実施しており、平成 30 年度においては、年間を通して実施する計画だ。児童育成手当及び児童扶養手当の手続きに関するお知らせを発送する際に、当該事業のチラシを同封した。また、新たに対象となる世帯について、年度当初にお知らせした。このような周知をして、年度当初から事業を進めている。

次に、19 ページをご覧ください。「基本的方向性 4 子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組めます」では、「施策項目 2 安心して子育てができる環境の整備」と「生活困窮者への住宅支援の強化」が実施、「子育てに関する親の精神的な不安の解消」が概ね実施となっている。

22 ページ、施策項目 3 の「①ひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居支援」と「③空き家を活用した住宅支援の検討」について、平成 30 年度は、いずれも居住支援協議会において、国の新たな住宅セーフティネット制度の活用に向けて議論していく計画だ。現在は、居住支援協議会で議論を進めるとともに、「あんしん住まいる日野」という愛称を付けた、ひとり親・高齢者・障害者等の、いわゆる住宅確保要配慮者等を対象とした、住宅セーフティネット相談事業を開始している。

最後に、23 ページの「基本的方向性 5 効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します」については、「施策項目 1 支援を要する子どもの情報集約と連携」と「施策項目 2 全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発」が実施、残りの「施策項目 3 相談機能と連携体制の強化」と「施策項目 4 関係職員の気づきを促す研修の実施」が概ね実施となっている。

25 ページ、施策項目 3 の「②庁内各課相互の困難をかかえる家庭の情報共有、支援へのつなぎ」については、庁内全ての課が関係するものだ。個々の記載は省略しているが、例えば、納税課などの窓口で市民の生活困窮等の状況をキャッチした場合は、よく話を聞き、セーフティネットコールセンター等の関係機関へしっかりつなぐ、ということである。こちらは概ねできているという状況だ。

その下の、施策項目 4 の「①職員に対する貧困対策・自立支援に関する研修の実施」だが、これは先ほど説明した、施策項目 3 の②と極めて深く結びついている事業だ。平成 30 年度の計画は、平成 30 年 1 月に大雪のため中止となった部長職・課長職に対する研修の実施だ。これは、阿部委員長に講師をしていただき、5 月に実施した。今後は職員課と調整し、より現場に近い課長補佐職、係長職、一般職員等に対して順次研修を行う予定である。

以上で各事業の進捗状況についての説明を終わる。

【質問・意見等】

山口委員：1 点目は、これまでも何回かお話をさせていただいたが、日野市が子どもの貧困対策をこれだけ広範に施策として実施している、ということが、一般市民の目に触れられていないのが一番の問題ではないだろうか。詳しいことは触れられなくとも、日野市において子どもの貧困がどのような状況なのか、抱えている大まかな問題と、それが市民にとってどのような意味を持っているのか、また、学校にとってどのような意味を持っているのかを、一般市民の方に広く知っていただく必要がある。しかし、なかなか浸透していないように私は思う。それに対して、どのように考えていらっしゃるのか。

2点目は、これも以前に話が出ていたが、日野市がこういった施策をさまざまな面で行っている、ということを図解で示すことが、広報として大事だと思う。いくら文字ベースで説明してもなかなか届かないので、こういう形で支援し、こういう方向性に進めていく、というのをぜひHP等で示してもらいたい。

事務局：1点目については、資料の24ページをご覧いただきたい。説明では触れなかったが、基本的方向性5、施策項目2の「②市民に対する貧困対策に関する基本方針及び施策に関する周知及び啓発」において、平成29年度6月にシンポジウムを開催した。平成30年度はそうした広く発信する取り組みを計画できなかったが、例えば、民生委員、地域包括支援センター、関連の会議などから、セーフティネットコールセンターに子どもの貧困対策に関する説明の依頼があった場合には、時間の許す限り、基本方針の成り立ちや実施している取り組みについて説明しているので、今後もそうした機会を活用していきたい。また、取り組みが始まってから1年半経ったので、昨年6月に実施したシンポジウムのようなことがどのタイミングでできるのか、内部で検討していきたい。

2点目についても、広報の特集号や市のHPにおいて、図解で説明する方法もあると思うので、広報担当と調整し、今後の課題にさせていただきたい。

阿部委員長：1ページの指標だが、「全国学力・学習状況調査で全問不正解だった人数」のうち、小学生の人数が増えていること、また、「平日の朝食摂取率」についても数字が下がっていることについて、どのように解釈されているだろうか。全国学力・学習状況調査の結果は必ずしも時系列で比べられるものではないが、日野市はこれを指標として選択しているので、何らかの評価が必要だと思う。また、全問不正解だった人数自体は増えていても、下の方に分布している人数は減っているのかどうかなど、そのようなことも含めて評価をお聞きしたい。さらに、全問不正解の人数がかなり少ない中で、そうしたお子さんたちに対し、学校でどのような働きかけをしているだろうか。来年の調査は違う子どもたちが対象にはなるが、それでも全問不正解だった子どもについて、問題だと認識していらっしゃるのであれば、行われている取り組みについてお伺いしたい。

学校課：「平日の朝食摂取率」については、ここ3年の実績値を見ると、上がったたり下がったりを繰り返し、平均するとほぼ横ばいの数字になっている。今実施している、保健だよりや学校だよりでの呼びかけなどの啓発活動だけでは、この数字が限界ではないかというのが今の認識だ。また、夏休みに「こだわりランチ」として、給食以外でのランチの提供を実施しているが、ここに貧困の子がどれくらい来るのか、校長先生のお話をお伺いしたところ、そのような子はあまり参加してもらえないとのことだった。保護者の申し込み制になっているのだが、申し込んでももらえない状況がある。そのため、朝食のイベントのようなものを開いても、そこに来てもらうのは難しいと思う。新たな一手を打たない限り、数字は改善しないだろうと感じている。先ほどお話しした通知については、「朝食は大事です」「朝食をきちんと食べさせてください」というようなものをいろいろと出しているが、相手には届いておらず、結果には繋がっていないというのが実感だ。

阿部委員長：通知だけでは届かないというのは、いろいろなところで指摘されているところ

かと思うが、この5つの指標を日野市として挙げている以上、改善していかななくてはいけないので、限界があるのならば別の方法を、という方向に持っていかないと、平成33年度においても横ばいのままで終わってしまうのではないだろうか。すでに高い数値となっており、また、一番困難な層にアクセスしていかなければいけないので、ここから上げていくのは難しいと思うが、来年度に向け、最終報告ではきちんと見直していただく必要がある。

山口委員：今の委員長のご意見は、私が申し上げていることとほぼ一緒だった。新たな方法論、新たな表現が大事だと思う。先ほど事務局が「シンポジウムを開催しました」と仰っていたが、シンポジウムに来るのは恐らく100名前後なので、新たな発想で取り組まないと周知は絶対にできないし、効果も望めないと思うのだが、いかがだろうか。

阿部委員長：今までの周知の状況が悪いのであれば、同じことを実施していても何も変わらない。例えばシンポジウムの開催回数を1回から3回にしたら、参加人数が増えるので、少しは効果があるかもしれない。しかしそのようにするのではなく、中間報告の時点で課題を洗い出し、新しい方法を考え、最終報告の「見えてきた課題」と「平成31年度の計画」でしっかりと対処していただきたい。

山口委員：事務局はどのようにお考えか。

事務局：周知については、情報発信の工夫と共に、層によって情報の受信能力にかなり差があるという課題が、取り組んだ中から見えてきている。先ほど学校課からの回答にもあった通り、対象となる層へのアクセスが難しいので、周知する対象や周知の方法について、関係機関ともよく話し合い、今後はそのあたりのことを念頭に進めていきたい。次回の委員会では、それらについてどうするか、お示しできる箇所はお示ししたい。

小林委員：「全国学力・学習状況調査で全問不正解だった人数」について、小学校では国語A・B、算数A・Bともに増加となっているが、先ほど委員長が仰った通り、平成28年度と平成30年度では調査対象の児童が違うため、一概には経年の変化・変容は確認できない。しかしいずれにしても、各学校の状況、児童一人ひとりの状況、特に、回答用紙で空欄が目立つ児童の状況を細かくとらえる必要がある。必要に応じて、その子どもの生活環境の改善を支援していく必要があると思うし、自分なりの思いや考えを持って進んで表現する態度を育てるよう、授業の中で指導していく必要があると思う。改善している学校もあるので、各学校間でその学校の取り組みや個別の事例を共有していきたい。

高橋委員：中学校の場合は、結果を受けて個別に状況や背景を探る。家庭環境だけではない、LDのような個人的な要因で、質問の意図がよく分からない、内容が正しく把握できない、ということもある。これに関しては授業だけでは対応が難しいため、放課後学習支援など、学校の中でできるだけ手立てを講じているが、個別的な支援ということになると、教員だけではなく、家庭も含めた地域の力を借りていかなければならない。このように、地道に取り組みを進めている最中である。

小黒委員：6ページの「①空き家等を活用した無料の自習スペースの提供」に、「空き家オーナーと学習支援を行いたい方のマッチングの成立」とあるが、どのような広報の方法だっ

たのか、また、学習支援の参加人数や様子について、お聞きしたい。

もう一つは、基本的方向性3の施策項目2、「①子どもの医療費助成制度の見直し検討」において、「平成30年度の計画」には「義務教育就学児の一部負担金の廃止の継続」とあり、「平成30年度の実行内容」のところでは「制度を継続するための予算確保」とあるのだが、これはどういうことだろうか。

都市計画課：1点目の空き家の活用については、場所は程久保2丁目、明星大学のすぐ目の前のところである。きっかけは、私どもが行っている、自治会を対象とした自治会内の空き家の活用を考えるための専門家の派遣だ。程久保2丁目の4つの自治会からぜひ専門家を派遣してほしいと依頼があったので、アドバイザーを派遣した。そして、アドバイザー、地元住民の方、明星大学の学生の方を交えて何をやるか検討した結果、「宿題かたづけ隊」として、学生の方が地域のお子さんの宿題をみてあげるという取り組みが始まった。ただし、本来の空き家の活用としては地域のコミュニティのための使い方がメインなので、学習支援のみを行っているわけではない。その中の一部の時間で、「宿題かたづけ隊」を実施されているような状況だ。なお、私どもは空き家のマッチングの担当であるため、参加人数など、支援の中身についてはお答えできない。

子育て課：子どもの医療費における「制度を継続するための予算確保」についてお答えする。

まず、医療費助成制度の見直しについては、これまで義務教育就学児には200円の一部負担金というものがあつたが、平成29年10月から市の方でそれを負担し、医療費の負担軽減を図った（ただし、所得制限はある）。当然、その年度で終わるということではなく、今後も継続して取り組んでいくべき事業だと考えているので、予算の確保を行っていく。そういう意味合いだ。

藤浪委員：最近、貧困であろうと思われる高校生が遊び場に来てくれるようになり、その子のことを考えながら今回の資料を読ませていただいたのだが、高校生の心を支える場はどこにあるのだろうか、と思った。基本的方向性1、施策項目1「子どもたちの心を支える環境の充実」においても、小中学校が支援の中心になっているため、今まで手厚い支援をしていただいていたのが、高校生になるとその支援の対象から外れてしまう、という印象を持った。そういう視点で見ると、かろうじて児童館が若者支援として中高生の支援を提供し、支えよう、ということをやっているが、やはり貧困の連鎖を断ち切るためには高校時代がとても大事だ。今は中卒での就労がほぼないので、高校を卒業して就労することを考えると、3年間をどう過ごすか、どういう大人が本人を支えるか、といったことがとても大きな課題になっていくと私は思う。資料を見た限り、現在の日野市では、児童館とのつながりだけになっているようにしか読み取れないので、もし他の関係機関で高校生とつながりを持てる場所があるのなら、ぜひ教えていただきたい。また、高校生は親を抜きにして本人とダイレクトに話ができると思うので、複数の機関とどうつながりをつくっていくのかもお聞きしたい。この状況だと、児童館とのつながりが切れてしまったら、誰も自分と関わってくれる大人がいなくなり、放り出されてしまう。そうなると、悪い仲間を引きずられたり、女の子であれば、夜の街に出ていくというような例もあるので、高校

生に対する支援はどうなっているのだろうかと思う。

事務局：いろいろな困難を抱える高校生については、庁内でも担当課が決まっていない状況だ。ただし、個別的な接点はある。例えば 5 ページの基本的方向性 1、施策項目 2 の「③生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の拡大」はいわゆる「ほっとも」のことであるが、こちらは平成 29 年度に 1 か所増えて、現在は 4 か所で実施している。「ほっとも」では、小中学生だけではなく、高校を卒業することを目標として、高校生も参加している。他にも、12 ページの基本的方向性 2、施策項目 4 の「④児童館での高校生向けの事業内容の検討」において、高校生の方との接触があると思われるが、そちらについては子育て課から説明をお願いしたい。

子育て課：児童館における高校生の実態だが、そもそも、高校生になってから児童館に来るといってお子さんは少ない。小さい頃から児童館に通っていた子が、中学生や高校生になってからも引き続き来てくれるということが多い。高校生になっても児童館に来るお子さんというのは、家庭環境等の問題を抱えているケースも多いので、児童館の職員が相談に乗ることもある。児童館の中で、中高生に来てもらうためにどう取り組むかを考えているところだ。また、最近国から新たに示された児童館のガイドラインというものがあり、その中で中高生の居場所ということが書かれているようだ。児童館では、そうした中高生の問題に限らず、児童館が何を求められているか、今後どういう方向に向かっていくべきか、検討している。

阿部委員長：「平成 30 年度の取組内容」に「中高生向け事業について、児童館の課題を検討する場の立ち上げ」とあるが、これは検討会などが立ち上がったということで良いか。

子育て課：これは児童館職員による検討会だが、今年の 7 月から始めている。先ほども申し上げたように、中高生の問題だけではなく、児童館全体について話し合いをしている。なお、児童館ごとにそれぞれの地域性があり、例えば近くに都立高校がある児童館では、地域の子に限らず、高校生の来館が多い。そういったことも踏まえ、検討会で議論しているところだ。

事務局：ただいま、個別に対応している 2 つの事業について説明させていただいたが、高校は国公立の学校から私立の学校まで幅広く、市でもなかなか状況を把握できていない部分がある。高校生の問題についてはいろいろな側面があり、一つの課だけで対応するのは難しいため、庁内で課題になっているのは事実だ。また、この基本方針を策定したときには高校生の問題について議論がなかったと記憶しているが、次回の基本方針の見直しにあたっての議論では、こういったところも出していき、実施している事業が何か位置付けられるようであれば、位置付けていきたいと考えている。

本村委員：「ほっとも」について少しお話しさせていただきたい。他の委員会等でも発言したことだが、やはり高校時代はとても大事だ。都立高校に合格できたから良かったというわけにはいかない。今も高校生が 1 人来ているが、今の「ほっとも」の体制では気になる子のフォローがなかなかできないという実状もある。「ほっとも」では毎年利用更新を行っているので、その際に高校生を気かけられるような道筋を最初に作っておいた方が良いな、

と感じている。高校生になると部活があったり、通学距離が長くなるということもあるので、フォローが必要だと考えている。

以前もお聞きしたが、高校を卒業した後の、生活保護の状況についてお聞きしたい。「ほっとも多摩平」の場合、7割強のご家庭が生活保護世帯だ。そこから中学生が通ってきて、都立高校への進学を目指しているが、それが叶わない子や、入学しても退学してしまう子もいる。また、高校を卒業して就職したが、なかなか上手くいかない子もいる。その要因の一つとして、世帯で保護を受けていると、世帯収入を考えてやっつけていかなくてはならない、ということがある。生活保護世帯の自立に向けた支援がケースワーカーによってどのように行われているのか、また、中学生のときからそのような話をお子さんにされているのか、そして保護者の方がそれを理解されているのか、ここで確認したい。

2点目は、隣のクラスに比べて自分のクラスの宿題が多かったり、宿題が残ったときに自分だけ他の部屋に呼ばれた、ということがあったりする。それが保護者の方にも伝わって、担任の先生との関係が上手くいなくなってしまう。またそれが元で不登校になってしまった子も以前いたので、そのあたりの状況をお伺いしたい。

3点目は、先ほどもお話が出ていたが、食事についてだ。夏休みにも「ほっとも」を16時半から実施しているが、実際に子どもが来るのは17時頃になる。来た子どもに「今日は何を食べたの？」と聞くと、「朝から何も食べていない」と答えるので、なぜ、と訊ねると、「お母さんがいないから。お菓子は食べたけど」という返事がある。そのように、その日のまともな食事が「ほっとも」の夕食だった、という子もいるので、長期の休みの間の食事について、もし何かフォローがあるのならば、お聞かせいただきたい。

生活福祉課：基本的なケースワーカーの動きとして、今までは高校進学というものを一つの目標にしていたが、今は大学進学やその先の就職も見据えた、夢を諦めないようにするための支援を始めている。できるだけ早期、つまり小中学校のときから、きちんと学習支援をし、親子ともに将来を見据えることのできるような積み上げを始めたところだ。平成30年度の動きとして、もともと小学4年生～中学3年生までを対象に塾代の支援をしていたところに、小学1年生～3年生と高校生も対象に追加した。さらに、高校生の大学受験料についても、1人8万円を上限に、予算を組んで支援を始めた。

ご質問のあった高校生のアルバイトの収入については、基本的に世帯収入として認定している。生活保護制度では、就労すると基礎控除という仕事に伴う必要経費を一律に引かれる制度があり、高校生の場合はそれにプラスして未成年控除というものも引かれる。また、個別の対応にはなってくるが、その他にもアルバイトした分を積み立てて、入学料などの進学の初期費用のための資金にする場合は、その分を収入から除外するという施策もある。制度が複雑なので、説明をしながらきちんと情報を提供していくように心がけている。

就職後の世帯からの独立については、自分の収入が世帯収入として認定されてしまい、世帯のために使われてしまうと、お金が貯まらずに独立資金が生み出せない、といったことがある。そのため、生活保護法における実施要領の中で、めどが立って1年以内に自立を考えているような方については、高校生・大学生、就職してすぐ、というような状況に関係なく、世帯分離をする。通常、2人世帯なら2人で計算して保護するのが原則だが、認

定の特例として、世帯からその方を抜き、生活保護費を計算しない代わりに、世帯から収入を切り離し、世帯収入として使われないようにする。そのような形をとり、自立を促していくというようなものもある。

ちなみに大学進学について補足だが、生活保護法の中でも、大学進学準備金というものがある。これは、大学進学した方に対し、世帯分離した上で、自宅から通う場合は10万円、下宿する場合などは30万円を支給する仕組みだ。今のところは、ご質問の部分から外れるかもしれないが、いろいろな施策を取り混ぜて重層的に支援しているため、参考にお話しさせていただいた。

小林委員：先ほどの本村委員のお話の中で、教師のねらいと子どもの願いや思いがすれ違って、互いの信頼関係が損なわれてしまい、それが要因で学校に適應するのが困難になった、という事例があったことは、とても残念に思う。互いに理解しあっていくために、また、教師自身が児童理解に基づいた指導を推進するためには、教育相談体制の充実を図るとともに、学習習慣の確立、基礎学力の定着のために、個別指導の場・内容・量について、その子に応じたものを取り入れていく必要があると感じた。

学校課：先ほども少しお話ししたとおり、給食ではないが、夏休み中、7月の終わり頃に食事を提供する取り組みを行っている。ただし、子どもがわざわざそのためだけに学校に来るわけではなく、プールや補習授業、「ひのっち」のために学校に来て、それと併せて食べていく、というような状況だ。食べるためだけに登校するのは難しいと思う。長期休業中にそのお子さんがどういう一日を過ごしているか、実態把握をして、どこなら行きやすいのか、食べやすいのか、検討する必要がある。

本村委員：「ほっとも」に来ている小中学生の中に、疲れた顔をしている子がいる。話を聞くと、夜中の3時までゲームをやっていた、YouTubeを見ていた、と当たり前のように答える。「ほっとも」に来ている子には、保護者の方が夜いなかったり、お仕事をしているというご家庭の子が多いが、そうでない子にも夜中までゲームをしていたり、YouTubeを見ている子がたくさんいる、ということをお報告させていただきたい。

山口委員：先ほどの学校のランチというのは、市内の学校でどれくらい実施されているのか。

学校課：調理業務を民間に委託している学校では難しいが、市直営の調理員がいる5校(ただし今年は調理室工事のため1校減って4校)で、7月の終わり頃に各校2日ずつ実施しており、始まってから今年で3年目になる。希望する方は1日でも2日でも来てもらえるようにしている。1年目は数が分からなかったため、3日分用意して、そのうちの1日に来てもらうやり方をとったのだが、「毎日食べたい」という声が多かったため、できるだけ抽選などをせずに実施している。

山口委員：ある意味では、今流行ってきている子ども食堂の流れの一つになっていると思うのだが、先ほど仰っていたように、ある程度定期的に開催しないと意味がない。そのためだけにわざわざ来ない、というお話もあったが、定着すれば学校に来るのではないかと私は思う。いかがだろうか。また、参加費などの予算についてはどのようにお考えか。

学校課：今申し上げたように、直営の調理員がいる学校で実施しているので、人件費はかかっていないが、材料費はご家庭から頂いている。また、まったく学校が開いていない日に実施できるかどうかは、学校側と相談してみなければわからない。ただし、今は学校に来るような用事との抱き合わせになっているので、実際に食事だけで来るのかどうかは、実施してみないとわからない。逆に、それだけのために登校するのは敷居が高いのではないかと、とも思う。

阿部委員長：今のことも含め、いろいろと検討していただきたい。拡充のときに試行してみる、ということもできると思う。高校生の問題や、学力の低い子どもの問題、周知の問題などもあったが、いずれも今あるものだけではなく、もっと拡充してほしいというご意向だと思うので、来年度の計画を立てる際にはぜひご検討いただきたい。

(3)その他

- ・第3回推進委員会の日程は平成31年2月18日(月)の10:00～を予定している。場所については505会議室となる。

3. 閉会

以上